

要介護認定都道府県等職員研修事業（新規）について

1. 目的

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正な要介護認定を実施する必要があるため、都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）において要介護認定を担当している職員を対象として、要介護認定に関する知識及び技能の修得を目的とする研修を実施し、各都道府県等における認定調査員等研修事業の円滑な実施に資するものとする。

2. 研修内容

- ・介護保険制度における要介護認定の仕組み及び事務手続に関すること。
- ・介護保険制度改革における要介護認定の改訂に関すること。
- ・認定調査及び主治医意見書に関すること。
- ・介護認定審査会における審査判定に関すること
- ・要介護認定の平準化・適正化に関すること。 等

3. 対象者

都道府県等において要介護認定を担当する職員又は保健所等において要介護認定に関する市町村支援業務を担当する職員

4. 開催日程

〔日程〕平成18年9月8日（金）・15日（金）

〔会場〕国立保健医療科学院（和光市南2-3-6）

〔定員〕各150名（各都道府県等5名程度）

〔カリキュラム〕

日 時	研修項目	内 容
	10:00～ 開講・オリエンテーション	
9/8(金)	10:15～12:00 要介護認定総論	要介護認定の仕組み及び手続 要介護認定に係る制度改正
9/15(金)	13:00～14:20 要介護認定各論1	認定調査及び主治医意見書の 方法論
	14:30～16:50 要介護認定各論2	介護認定審査会における審査 判定方法
	16:00～17:00 要介護認定特論	要介護認定の適正化・平準化 及び研修方法について

(参考)

「介護サービスマネジメント行政研修」について

国立保健医療科学院において、都道府県等の職員を対象に要介護認定及びケアマネジメントに関する知識及び技能をさらに深める標記研修を実施しているため、要介護認定都道府県職員研修とともに、本研修をも積極的に活用されたい。

1. 目的

介護保険制度改革が本格的に施行されるなか、都道府県等において、要介護認定及び介護保険サービスに関する専門的知識及び技術を有する行政担当者を養成することを目的としている。

この研修により、要介護認定や適切なケアマネジメントの手法に係る専門的スキルと介護保険事業者や地域の実態を把握、評価し、これらを向上させ総合的な介護予防システムの実現ための政策立案を行う行政職員の養成を目指す。

2. 日程 平成18年5月29日(月)～6月2日(金)

3. 会場 国立保健医療科学院(埼玉県和光市南2-3-6)

4. 対象者 都道府県及び政令都市において要介護認定を担当する職員

5. 定員 50名

6. 研修内容

①介護保険制度論

②介護保険法改正における最近の動向

③要介護状態の基本的な考え方

④要介護認定改正内容

⑤予防重視型システム構築の実際

演習：地方自治体における介護予防システムの取り組みの実際

介護サービスにおける質の評価と情報開示

介護サービス計画の評価と指導方法

(<http://www.niph.go.jp/entrance/h18/411svmgt.html>を参照)

<照会先>国立保健医療科学院 総務部教務課教務第二係 (TEL:048-458-6189)